

はくりゅう園ショートステイサービス事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人庄内福祉会が経営するはくりゅう園ショートステイサービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する思考を定め、事業所の生活相談員、看護職員、又は介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が利用者の心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 はくりゅう園 ショートステイサービス事業所
- 二 所在地 福岡県飯塚市綱分192番地1（特別養護老人ホーム はくりゅう園内）

(従業者の職種、職務内容)

第4条 事業者の勤務する従業者の職種、職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者がこの規程を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 1名
生活相談員は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導を行う。
- 三 介護職員又は看護職員
介護職員又は看護職員は、指定短期入所者生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康維持のために必要な措置を講じる。
- 四 医師（非常勤）
医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のために適切な措置を講じる。
- 五 栄養士 2名
栄養士は、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮する。
- 六 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 七 調理員その他の従業者

調理員は利用者の栄養並びに身体の状態を考慮し、その者の自立支援に配慮する。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は10人とする。ただし入院等で空床がある場合はその空きベッドも利用する。(併設型及び空床型)

(指定短期生活介護の内容及び利用料)

第6条 指定短期生活介護の内容は次の通りとし、指定短期入所者生活介護を提供した場合の利用料の額は、別添の通りとする。

- ・ 介護計画の作成
- ・ 入浴
- ・ 排泄
- ・ 食事
- ・ 機能訓練
- ・ 健康管理
- ・ 相談及び援助
- ・ その他サービスの提供
- ・ 緊急時の対応
- ・ 送迎

2 事業者は第6条の支払いをうける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- ① 理美容代
- ② 食費 別添利用者料金表の通り
- ③ 滞在費 別添利用者料金表の通り
- ④ 前号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 利用者は努めて健康に留意すること
- 二 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 三 指定された場所以外で火気を使用してはならない。
- 四 けんか、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を掛けてはならない。
- 五 その他管理者が定めたこと。

(通常の事業及び送迎の実施地域)

第8条 通常の事業及び送迎の実施地域は、嘉徳郡、飯塚市、嘉麻市、田川市、田川郡、直方市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の促進を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は予め事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 指定短期入所生活介護事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人庄内福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。
- 5 事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとする。

附 則

この規定は平成12年4月1日から施行する。

平成12年3月10日変更届 運営規定添付料金表

平成13年3月1日

利用定員 併設型及び空床型へ変更
事業の実施地域 嘉穂郡、飯塚市、山田市へ変更

平成14年2月27日

第5条（利用定員）の変更
併設型利用定員の変更 4人から7人

平成17年5月1日

第5条（利用定員）の変更
併設型利用定員の変更 7人から10人
第8条（通常の事業の実施地域）の変更
事業の実施地域 嘉穂郡、飯塚市、山田市、田川市、田川郡へ変更

平成17年10月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成21年4月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成21年7月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成23年1月1日

第3条（事業所の名称等）の変更
二 所在地
変更前：福岡県飯塚市綱分966-2（特別養護老人ホーム白龍園1階）
変更後：福岡県飯塚市綱分966-2（特別養護老人ホーム白龍園2階）

平成24年4月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成27年4月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成27年8月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成28年3月20日

第3条（事業所の名称等）

一 名称 の変更

二 所在地 の変更

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成29年4月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成30年4月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成30年5月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

平成30年8月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

令和1年10月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

令和1年11月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

令和3年4月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

令和3年8月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更
利用者料金表の変更

令和3年9月1日

第6条（指定短期生活介護の内容及び利用料）の変更

指定短期生活介護の内容に送迎を記載

第8条（通常の事業の実施地域）の変更

（通常の事業の実施地域）から（通常の事業及び送迎の実施地域）に変更

第10条（非常災害対策）の変更

項目2を追加

第11条（虐待防止のための措置に関する事項）を追加

令和7年4月1日

第8条（通常の事業及び送迎の実施地域）

山田市を除き、直方市を追加